

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目		
要 望 の 内 容	○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。 ○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。 ○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

○現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。

こうした問題に対処するため、

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）

地域の子ども・子育て支援の充実

等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。

(2) 施策の必要性

○現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。

こうした問題に対処するために、子ども・子育て関連3法により幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、それに伴う税制上の所要の措置を講じることが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 1 1. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③子ども・子育て支援の総合的推進 (子ども・子育てビジョン)
		政 策 の 達 成 目 標	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(未定)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(未定)
		要望の措置の妥当性	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○ 平成 23 年度及び平成 24 年度に税制改正要望を行った結果、税制改正大綱において、①公租公課禁止規定を設けること、②国税、地方税の滞納処分による差押禁止規定を設けることが認められ、子ども・子育て支援法に関係規定を設けている。 ○ また、総合こども園の税制上の扱いを含むそれ以外の要望については、税制調査会の議論の過程で、G 査定（25 年度以降の検討課題とするもの）と判断され、本年度以降の税制改正要望で検討することとされている。